様似町告示第７１号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定により、令和９年度から令和１１年度において、様似町が発注する物品・役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和８年１１月２０日

様似町長　荒　木　輝　明

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

第１　資　格

１　資格要件

様似町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（１）から（９）までのいずれにも該当することとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号（以下「政令」という。））第１６７条の４第１項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）政令第１６７条の４第２項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）

イ　都道府県税（事業税、都道府県民税）

ウ　市町村民税（住民税等）

（４）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

（５）審査基準日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

（６）印刷物の製造を希望する場合は、印刷物の製造に必要な印刷機を所有（リースを含む。）していること。

（７）申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。

（８）希望する営業品目に関し、法令等に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有すること。

（９）希望する営業品目に関し、法令の規定に基づく有資格者を必要とするものは、当該有資格者が従業員の中にいること。

２　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）又は商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、１の資格要件のうち、（５）の営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき

イ　企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき

３　審査基準日

令和８年１２月１日（随時の申請にあっては、別表のとおり）

第２　資格審査の申請の時期、方法等

１　申請の時期及び方法

（１）申請の受付期間及び提出方法は、次のとおりとする。

ア　受付期間

令和８年12月10日（木）から令和９年１月29日（金）まで

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

※　随時申請にあっては、別表のとおり

イ　受付時間

８時４５分～１２時、１３時～１７時３０分

ウ　提出方法

持参又は郵送のみとする。

２　申請の提出先

〒058-8501　北海道様似郡様似町大通１丁目21番地

様似町役場総務課財政係

※　郵送の場合は、簡易書留、レターパック等で配達記録が確認できるもののみとする。

第３　参加資格を有する者の名簿への登載

資格を有する者と認定した申請者については、「物品・役務等競争入札参加資格者名簿」に登録される。

第４　資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、「物品・役務等競争入札参加資格者名簿」を様似町ホームページに公表することをもって代える。

第５　資格の有効期間

１　定時申請

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

２　随時申請

物品・役務等競争入札参加資格者名簿に登録された日から令和１２年３月３１日まで

第６　資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格は喪失するものとする。

（１）申請書類に虚偽の記載、又は重要な事実の記載をしなかったとき。あるいはそれらの行為が判明したとき。

（２）営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第７　資格申請内容の変更及び参加資格の辞退

１　資格申請内容の変更

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

（１）商号又は名称に変更があったとき。

（２）代表者に変更があったとき。

（３）本店（主たる事業所）の所在地に変更があったとき。

（４）本店（主たる事業所）の電話番号、FAX 番号に変更があったとき。

（５）資本金に変更があったとき。

（６）資本関係・人的関係に変更があったとき。

（７）実印に変更があったとき。

（８）使用印に変更があったとき。

（９）受任者（支店・営業所等）を追加又は廃止するとき。
（１０）受任者の営業所等の名称、所在地、役職名、氏名に変更があったとき。
（１１）受任者の営業所等の電話番号、FAX 番号に変更があったとき。
（１２）入札参加資格の一部を取り下げたいとき。

2　参加資格の辞退

競争入札参加資格者は、何らかの事情により入札参加資格を辞退する場合は、速やかに資格辞退（喪失）の届出をしなければならない。

別表　随時受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間

| 回 | 審査基準日 | 受付期間 | 資格有効期間 |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 令和９年３月１日 | 令和９年３月15日（月）<br>～令和９年４月14日（水） | 令和９年５月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第２回 | 令和９年４月１日 | 令和９年４月15日（木）<br>～令和９年５月14日（金） | 令和９年６月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第３回 | 令和９年５月１日 | 令和９年５月17日（月）<br>～令和９年６月14日（月） | 令和９年７月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第４回 | 令和９年６月１日 | 令和９年６月15日（火）<br>～令和９年７月14日（水） | 令和９年８月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第５回 | 令和９年７月１日 | 令和９年７月15日（木）<br>～令和９年８月13日（金） | 令和９年９月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第６回 | 令和９年８月１日 | 令和９年８月16日（月）<br>～令和９年９月14日（火） | 令和９年10月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第７回 | 令和９年９月１日 | 令和９年９月15日（水）<br>～令和９年10月14日（木） | 令和９年11月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第８回 | 令和９年10月１日 | 令和９年10月15日（金）<br>～令和９年11月12日（金） | 令和９年12月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第９回 | 令和９年11月１日 | 令和９年11月15日（月）<br>～令和９年12月14日（火） | 令和10年１月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第10回 | 令和９年12月１日 | 令和９年12月15日（水）<br>～令和10年１月14日（金） | 令和10年２月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第11回 | 令和10月１月１日 | 令和10年１月17日（月）<br>～令和10年２月14日（月） | 令和10年３月１日<br>～令和12年３月31日 |
| 第12回 | 令和10年２月１日 | 令和10年２月15日（火）<br>～令和10年３月14日（火） | 令和10年４月１日<br>～令和12年３月31日 |

※　令和１０年度は令和９年１１月頃、令和１１年度は令和１０年１１月頃に告示。